

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年4月7日(木)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター3階大ホール

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 椎名弘 委員	2番 滝田博司 委員
3番 伊藤明美 委員	4番 戸村光男 委員
5番 塚本一治 委員	6番 加瀬安男 委員
7番 大木正俊 委員	8番 土屋玲子 委員
9番 佐藤和 委員	10番 石橋慎司 委員
11番 玉澤幸雄 委員	12番 高品文敬 委員
13番 鈴木茂 委員	14番 布施陽子 委員
15番 佐藤郁太郎 委員	16番 布施行雄 委員
17番 小林須美子 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (9名)

18番 林博之 委員	19番 太田孝夫 委員
21番 椎名正和 委員	23番 宇野恵三郎 委員
24番 金城ハル子 委員	26番 関口孝男 委員
27番 寺本利幸 委員	28番 江波戸和男 委員
29番 秋山菊次 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (3名)

20番 小林重紀 委員	22番 平山敏之 委員
25番 土屋功 委員	

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	7件
報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から令和4年4月農業委員会定例総会を開会いたします。
- 布施会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。
- 事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は布施会長にお願いします。
- 議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る4月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。
- 17番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る4月5日、午後2時20分より、市民ふれあいセンター3階大ホールにおいて、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定める

ため、令和4年3月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されまますよう、御審議の程よろしくお願ひします。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金城ハル子委員、高品文敬委員、寺本利幸委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願ひし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号2番から4番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願ひします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号2番から4番について、事務局より説明をお願ひします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号2番から4番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番から4番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えまます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番から4番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号2番から4番について、採決に入

ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号2番から4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号7番と8番について、審議・採決いたします。高品文敬委員と寺本利幸委員は退席をお願いします。

(高品文敬委員 寺本利幸委員退席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号7番と8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号7番と8番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番と8番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番と8番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計

画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番と8番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号7番と8番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(高品文敬委員 寺本利幸委員着席)

議 長 高品文敬委員と寺本利幸委員が着席しましたので、利用権設定関係の番号12番について、審議・採決いたします。玉澤幸雄委員は退席をお願いします。

(玉澤幸雄委員 退席)

議 長 玉澤幸雄委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号12番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号12番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号12番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号12番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号12番について、採決に入ります。
議案第1号の利用権設定関係の番号12番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(玉澤幸雄委員 着席)

議 長 玉澤幸雄委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。
利用権設定関係の番号2番から4番、7番、8番、12番までを除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号2番から4番、7番、8番、12番までを除き内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番から4番、7番、8番、12番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について」、利用権設定関係の番号2番から4番、7番、8番、12番までを除き、採決に入ります。
議案第1号について、利用権設定関係の番号2番から4番、7番、8番、12番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題
といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番から2番までは、所有権移
転に関する件であります。番号3番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から3番について議案書を基に朗読】

番号1番から3番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2
項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

15番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。
番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

8番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま
す。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい
ませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請
について」、採決に入ります。
原案のとおり決するとことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、申請地を農業用倉庫として畑340㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番について、申請地を農業用倉庫として計画するものです。申請人は、水稻約32haを経営する認定農業者であり、収穫した米の保管については既存の倉庫に保管していますが、規模拡大により保管スペースが不足してきたことから申請地に農業用倉庫を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われれます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番から番号7番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅（2棟）及び物置（1棟）用地として畑766㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、作業場用地として畑381㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、二世帯住宅用地として畑546㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、専用住宅用地として畑414㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番・6番について、駐車場（2台）及び倉庫（1棟）用地として畑43.27㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、専用住宅及び車庫用地として畑117㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

14番 番号1番について、譲受人は、現在妻と子供二人の計4人で祖父母の離れを借りて生活していますが、将来的なことを考え、申請地に新しく住宅を建築する計画です。また、譲受人の父親が一人住まいで、今後同じ敷地内で生活していく希望があることから、申請地に父親の住宅及び物置を併せて建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われまます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5 番 番号2番について、譲受人は、自宅敷地内にて板金業を営んでおりますが、近年加工関係の業務量の増加により作業スペースが足りなくなってきたことから、申請地に作業場を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思ひます。

4 番 番号3番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活してはいますが、今後の生活を考え、申請地に両親と住む二世帯住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

17 番 番号4番について、譲受人は、市内の賃貸住宅で生活してはいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請地に新しく住宅を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

番号5番と6番について、譲受人は、複数店舗のコンビニエンスストアの経営を行ってはいますが、自宅で業務上の商談を行う際の業者専用の駐車スペース及び店舗で使用する道具の保管場所が店舗や自宅では不足しているため、申請地に駐車場と倉庫を建築する計画です。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

6 番 番号7番について、譲受人は、市内の実家で生活してはいますが、手狭となったため、申請地に新しく住宅と車庫を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約に係る通知が3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	令和4年度第1次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	7件
報告事項	(1)農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
	(2)利用権の中途解約に係る通知について	3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和4年4月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。